

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の場合

オペレーティングリースの会計処理に準じる方法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

確定給付型退職給付制度に基づいて事業者が拠出した額を計上している。

- ・賞与引当金

夏期支給見込み額のうち、本事業年度の期間に含まれる期間に対応する金額を計上する。

なお、当該賞与の額に附随する社会保険料の額も、賞与引当金に含む。

3. 重要な会計方針の変更

なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 東京都社会福祉協議会の実施する退職共済制度(確定給付型退職給付制度)
- (2) 独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度(確定拠出型退職給付制度)

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、事業区分は分かれていないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、公益事業を行っていないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を行っていないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
各拠点区分におけるサービス区分は分かれていない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	276,243,268	0	0	276,243,268
建物	353,352,715	0	18,134,831	335,217,884
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	629,595,983	0	18,134,831	611,461,152

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	261,393,268	0	261,393,268
建物(基本財産)	325,571,890	105,737,920	219,833,970
建物	5,414,760	516,911	4,897,849
構築物	12,059,695	8,503,667	3,556,028
器具及び備品	28,341,630	17,755,452	10,586,178
その他の固定資産	200,000	0	200,000
合 計	632,981,243	132,513,950	500,467,293

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,149,120	0	11,149,120
未収補助金	23,492,531	0	23,492,531
合 計	34,641,651	0	34,641,651

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおり、対象債券はない。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
なし